

○東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項

〔平成30年7月19日
制 定〕

改正 令和3年9月21日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学の大学ロゴ等の使用及びその他必要な事項について定めるものとする。

(形状等)

第2条 大学ロゴ等の形状並びに色彩及び寸法の割合等は、別に定める「東京藝術大学UI使用マニュアル」(以下「使用マニュアル」という。)を原則とする。

(使用者)

第3条 大学ロゴ等は、次の各号に掲げる者が使用することができるものとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員、職員
- (3) 学生(学生団体を含む。)
- (4) 本学の同窓会及び関係団体
- (5) その他学長が使用することが適当と認めたもの

(使用範囲)

第4条 大学ロゴ等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料(本学の業務で使用するものに限る。)
- (2) 本学が発行する概要、案内、募集要項、出版物、広報誌、報告書等の印刷物
- (3) 本学が主催、共催、協賛又は後援する展覧会、演奏会、上映会等のポスター、チラシ、プログラム、配布物等
- (4) 本学が配布する記念品等
- (5) 第7条第1項に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
- (6) その他学長が大学ロゴ等の使用を許可したもの

(使用の許可申請)

第5条 第3条第1号及び第2号に定める使用者にあつては、第4条第1号から第4号に定める使用に限り、申請を不要とする。ただし、第3条第3号に定める者が使用する場合及び次の各号に掲げる場合には、使用申請書(別紙様式1)に必要な書類を添付して、学長に提出し、その使用の許可を得なければならない。

- (1) 第4条第5号及び第6号に掲げるものに大学ロゴ等を使用する場合
- (2) 使用マニュアルに記載されている以外の形状又は色彩で大学ロゴ等を使用する場合

(使用許可)

第6条 学長は、前条の申請があつたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大学ロゴ等の使用を許可するものとする。

- (1) 本学の公共性、中立性又はその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が不適切と認めたとき。

2 学長は、前項の許可をするときは、使用許可書（別紙様式2）を申請者に交付するものとする。

（使用契約・使用料）

第7条 営利を目的として大学ロゴ等を使用する者（第3条第1号の者を除く。）は、前条の使用許可があったときは、大学ロゴ等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を学長と締結するものとする。

- 2 使用契約を締結した者は、使用契約で定める使用料を納付しなければならない。
- 3 使用料の額、その他使用料の取扱いについては別に定める。

（第三者使用の禁止）

第8条 大学ロゴ等を使用する者は、本学の同意なしに第三者に使用させてはならない。

（遵守事項）

第9条 大学ロゴ等を使用する者は、この要項及び使用マニュアルを遵守し、大学ロゴ等の品位と尊厳の保持及び適正な管理に努めなければならない。

（使用の停止等）

第10条 学長は、次の各号に該当すると認めたときは、大学ロゴ等の使用許可の取消し、使用中止及び使用物件の回収等の必要な措置を取ることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当したとき
- (2) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) 使用目的を逸脱し、使用方法等が適当でないとき
- (4) その他、この要項及び使用マニュアルの定める事項に違反したとき

（許可を受けずに使用した時の措置）

第11条 学長は、大学ロゴ等の使用許可を受けずに使用している者又使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を取ることができる。

（事務）

第12条 大学ロゴ等の使用に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第13条 この要項に定めるもののほか、大学ロゴ等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月21日から施行する。

別紙様式1（営利目的外）

東京藝術大学大学ロゴ等使用申請書

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

申請者
氏名
住所
連絡先

下記のとおり、東京藝術大学大学ロゴ等を使用したいので、許可願います。
なお、許可されたうへは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守いたします。

記

使用図案 (寸法等記入)	
使用目的	
使用範囲※ (第4条関係)	
使用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
備考	

※（使用範囲）

第4条 大学ロゴ等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料（本学の業務で使用するものに限る。）
- (2) 本学が発行する概要、案内、募集要項、出版物、広報誌、報告書等の印刷物
- (3) 本学が主催、共催、協賛又は後援する展覧会、演奏会、上映会等のポスター、チラシ、プログラム、配布物等
- (4) 本学が配布する記念品等
- (5) 第7条第1項に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
- (6) その他学長が大学ロゴ等の使用を許可したもの

別紙様式1 (営利目的)

東京藝術大学大学ロゴ等使用申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

申請者
氏名
住所
連絡先

下記のとおり、東京藝術大学大学ロゴ等を使用したいので、許可願います。
なお、許可されたうへは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守いたします。

記

使用製品	別添のとおり (写真又はデザイン)
使用目的	
製品個数	
小売価格 (含消費税)	
商品の 発売場所	
備考	

※大学ロゴ等を使用した製品が複数ある場合は、別紙一覧表の添付可。

別紙様式2

東京藝術大学大学ロゴ等使用許可書

(元号) 年 月 日

(申請者) 殿

東京藝術大学長 印

(元号) 年 月 日付けで申請のありました、東京藝術大学大学ロゴ等の使用については、下記のとおり許可します。

なお、許可されたうへは、東京藝術大学大学ロゴ等取扱要項を遵守し、適正に使用してください。

記

使用図案 (寸法等記入)	
使用目的	
使用範囲※ (第4条関係)	
使用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
備考	